

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社金沢商業活性化センターと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
2. 市街地の商業の振興を図るための経営、技術、販売、財務等に関する指導及び情報の提供業務
3. 共通駐車サービス券の発行及びその事業の運営
4. 商店街振興組合その他商店街活性化のための組織の事務管理の受託
5. 各種イベントの企画、運営
6. 商店街の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計及び受託
7. 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
8. 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
9. 駐車場、会議施設、コミュニティーホール等の商業基盤施設の整備企画、建設、運営
10. 共同店舗、集合店舗等商業施設の企画、建設
11. 飲食店業
12. 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
13. 損害保険及び自動車損害保険保障法に基づく保険の代理業
14. 前各号に付帯し、又は付随する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を石川県金沢市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3, 200株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の発行)

第 9 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 10 条 当会社の発行する株式はすべて記名式とし、株券は 1 株券、5 株券、10 株券、20 株券、50 株券及び 100 株券の 6 種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 11 条 株式の取得により当該株式に係る株主名簿記載事項の記載又は記録を請求するには、当会社所定の請求書に株式取得者及び株主名簿に記載又は記録された株主（一般承継人を含む）が記名押印し、これを会社に提出しなければならない。ただし、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その事由を証する書面も添付しなければならない。

2 法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 13 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 14 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 15 条 当会社の株主及び登録された株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第 16 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 17 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 18 条 株主総会を招集するには、書面投票又は電子投票を定めた場合を除き、株主総会の日から1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって社長が招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、代表取締役社長が議長となる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 21 条 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 23 条 当社の取締役は、15 名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 24 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 25 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 当社に、社長 1 名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 社長は、当社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第 27 条 社長は当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役会)

第 28 条 取締役会は社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会議事録)

第 30 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第 32 条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員 数)

第 33 条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任及び解任の方法)

第 34 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第38条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第39条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第40条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式800株とし、1株の発行価額は金50,000円とする。

(最初の営業年度)

第41条 当会社の第1期の営業年度は、当会社の成立の日から平成11年3月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 42 条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(発 起 人)

第 43 条 発起人の住所、氏名及び発起人が引き受けた株数は、次のとおりである。

住所	石川県金沢市泉野 6 丁目 9 番 2 1 号		
氏名	須賀 雅也	額面株式	1 株
住所	石川県金沢市堅町 1 0 番 1		
氏名	山岸 淑子	額面株式	1 株
住所	石川県金沢市武蔵町 5 番 5 号		
氏名	平井 大承	額面株式	1 株
住所	石川県金沢市安江町 1 2 番 3 6 号		
氏名	畑 博	額面株式	1 株
住所	石川県金沢市尾張町 1 丁目 4 番 4 1 号		
氏名	山田 勝二	額面株式	1 株
住所	石川県金沢市押野 3 丁目 5 4 3 番地 2		
氏名	宮本 秀夫	額面株式	1 株
住所	石川県金沢市玉川町 1 0 番 1 9 号		
氏名	小畑 四郎	額面株式	1 株

以上、株式会社金沢商業活性化センターの設立のため、この定款を作成し、各発起人が次に記名押印する。

平成 10 年 9 月 24 日

発起人	須賀 雅也
発起人	山岸 淑子
発起人	平井 大承
発起人	畑 博
発起人	山田 勝二
発起人	宮本 秀夫
発起人	小畑 四郎